

## 分科会 ④

### 知的財産を軸とする産学官連携の新展開

#### ■概要

知的財産の創造・保護・活用により、イノベーションの創出に結びつく産学官連携を推進するため、国際的な権利取得とその活用、国際的な産学官連携、大学知的財産本部やTLOの連携や機能強化、知的財産専門人材の育成・確保等について、今後の知的財産戦略の方向性を提言する。

#### ■主査およびパネリスト（敬称略）

- 主査 ・荒井寿光： 内閣官房知的財産戦略推進事務局長
- 特別講演 ・野間口有： 三菱電機株式会社取締役会長、  
(社)日本経済団体連合会知的財産委員長
- パネリスト ・野間口有： 三菱電機株式会社取締役会長、  
(社)日本経済団体連合会知的財産委員長
- ・高田 仁： 九州大学助教授・知的財産本部技術移転Gr.リーダー
- ・佐田洋一郎： 山口大学教授・知的財産本部 部長
- ・谷 義一： 日本弁理士会会長 弁理士
- ・竹岡八重子： 弁護士 センチュリー法律事務所

## 分科会 ④

### 産学官連携の現状と課題 — 知的財産の見地から —

**野間口 有**

(のまくち たもつ)

三菱電機株式会社取締役会長  
(社)日本経済団体連合会知的財産委員長

産学官連携の目的は大学等の「知の創出」と「知の活用」を図り、わが国の知的創造サイクルを促進することである。そのためには、産学官が連携のシナジー効果を最大限に発揮して、イコールパートナーとして互いに恩恵をもたらすWin-Winの関係を構築する必要がある。その上で、創造性あふれる知的財産を創出・活用できる知財戦略を共有することが不可欠である。このような観点に基づき、企業の立場から産学官連携を行う上での大学等への期待として、以下の3点をまず強調したい。

#### ① 世界をリードする知財(基本特許)の創出

大学等には世界をリードするような基本特許の創出に加えて、その事業化のための周辺特許網構築も期待する。わが国の国際競争力向上のためには、海外出願、特に標準化につながるような出願も不可欠である。周辺特許網構築に当たっては、企業と連携した戦略的な特許出願が望まれる。

#### ② 知財ポリシーの相互理解の促進

知財の価値に関する大学等と企業側との間の認識の違いからくる軋轢が両者の知財連携の妨げになっている面がある。これを乗り越える努力が双方に望まれる。

#### ③ 知財人材・予算の充実

大学等には電気、機械、化学、バイオ、医学など、企業の何倍もの技術分野があるが、人材・予算はその何分の一かである。大学等が自らその充実を図ることに加え、企業との連携も強化する事が望まれる。

これらの期待に応えるためには、大学等は特に「知の創造」、企業は特に「知の活用」という、主たるミッションの違いを互いに理解することが必要である。例えば、大学等は特許を出願するが、その評価と活用は企業に任せ、企業は大学等の特許に対し、相応の対価を支払うことが考えられる。これは簡単なようであるが、相互の利害が絡むため、これまでは様々な軋轢が生じていた。しかし、最近では知財ポリシーの相互理解の進展とともに、徐々にではあるが解決への動きが生まれている。是非この努力を継続して行くべきである。

三菱電機では、これまでの経験を踏まえて独自の産学官連携戦略、すなわち「成果約束型共同研究」「産学官の役割分担の明確化」「産学官連携ポリシーの制定」「人材交流の促進」を立案し、上記課題の克服に努めている。例えば、「目標・スケジュール・成果を共有した共同研究」「相互に利益のある知財契約」「インターシップ・客員研究員派遣への積極的対応」などを行っている。知財の側面から、当社の産学官連携の例を紹介して結びとする。

## 分科会 ④

### 大学、TLOにおける知的財産戦略の進展と課題

高田 仁

(たかた めぐみ)

九州大学助教授  
知的財産本部技術移転Gr.リーダー

過去数年来、産学官連携や知的財産に関する法整備等が急速に進んだ。これにより、各大学や地域が自らの実情に合わせ、保有する知的財産を最大限に活用する活動が進みつつあるが、依然として課題が多いのも事実である。大学の知財活用促進を考える上で、ここでは下記の4つのポイントを取り上げ、九州大学での事例を織り交ぜつつ議論を深めたい。

#### ①大学の基礎研究成果と企業の事業化の間に横たわるギャップを如何に乗り越えるか

大学で創出されたユニークな基礎研究成果を実用化へと結びつけるには、依然として高いハードルが存在する。九州大学では、組織対応型連携、大学発ベンチャーの促進、地域の公設試や中小企業との連携などを実施しているが、ギャップを乗り越えるための更なる工夫(産学中間機能の充実等)が必要と考える。

#### ②特許にとどまらず、大学内の幅広い知財を如何に活用するか

大学内では特許発明のみならず、ソフトウェア、有体物、ノウハウ等の幅広い知財が潜在している。これらを組み合わせて付加価値を高め、産業界が利用しやすくすることでスムーズな技術移転につながる可能性がある。

#### ③国際的な産学連携や技術移転を如何に促進するか

リサーチユニバーシティの研究成果はグローバルに普及する可能性を有する。我が国の科学技術プレゼンスを維持するという観点からも、国際的な連携をより強力に進める必要がある。特に、勃興するアジア各国との連携のあり方については、議論を深める必要があろう。

#### ④次世代を担う若手人材が飛び込んでくれる環境を如何に形成するか

産学官連携の“業界“が発展しつつあるといえども、次世代を担う人材の確保と育成がなければ先細りは避けられない。人材に関して、必要なスキルや育成方法の議論は各所で進みつつあるが、更なる定着を図るためには、受け皿側の雇用環境の一層の整備や社会全体でのキャリアパスの形成を進める必要がある。

## 分科会 ④

### (産学連携の新展開に向けての地域人的資源の有効活用による) 大学知財機能の強化策

佐田 洋一郎

(さた よういちろう)

山口大学教授・知的財産本部 部長

第3期科学技術基本計画の策定を受け、大学等の優れた知的財産を、社会においてこれまで以上の活用を図るため、本格的産学連携の新展開の重要性が指摘されている。法人化後3年目に入った大学知財整備事業は、これらの要求に応えられるように、なお一層の機能強化が求められている。しかしながら大学の発明者予備軍の数は、平均的企業と比べるとはるかに多く、技術分野も広範囲に渡っていることから、知財本部の限られた人員と予算では、全てをカバーすることはかなり困難が伴う。しかもこれからは知財の国際的な展開も求められており、これらに対応するためにも、知財に関しては先輩格である民間企業の知財経験者や、地方自治体、外部団体、外部有識者等のより有機的な活用を図ったらどうだろうか。更なる充実を図りたい大学のみならず、知財の人材不足を嘆く地方大学や、これから知財整備の立ち上げをしようとしている大学に対して、このことを提唱するものである。これまで山口大学が各方面の人材の支援や協力を得て、比較的効果を奏した知財整備事業の具体例の情報を提供したい。なおこの考え方は、大学に限らず同じく知財人材の不足を嘆いている地域中小企業においても有効な手法だと思われる。

#### 1. 各方面の人材の支援の下に行った知財整備事業の実例

##### ○学生インストラクターの養成

研究者への特許情報検索支援をする人材としては、技術が理解でき、端末操作に抵抗のない学生(院生)が最適であると考えられる。そこで、学生をインストラクターとして養成をした。その際の講師陣として、地元企業や研究所等の検索実務者等に協力をいただいた。学生にはこのようなインストラクターの業務を通じ、知財教育にもなっている。またこの支援策を通じて研究テーマの設定を、好奇心から戦略に変えてきた教員が徐々に増えてきている。

##### ○知財教育のためのテキスト発行

学生・教員・事務職員向けの解り易く使い易い知財テキストを、弁理士・弁護士・外部有識者・学内教員の協力により作成し、大学発ベンチャー企業の協力で出版した。

##### ○山口大学版特許電子図書館の構築

学内情報系教員と大学発ITベンチャー企業が協力し合い、特許庁と同規模の特許文献の学内サーバーへの蓄積から検索システムの開発までを行なった。

##### ○電子出願管理システムの構築とオペレータの養成

地元企業のベテラン知財担当者に定期的な協力を仰ぎ、事務員養成を図った。

##### ○研究ノートの開発・発行

研究者からの「使い易い研究ノート」との要請を受け、学内研究者と事務機器メーカーが共同で開発し、全研究者に配布した。知財本部では常時当該ノート活用の推奨と、利用上の注意点等のアドバイスを行っている。

#### 2. 知財整備事業の喫緊の課題

##### ○知財の国際的事業展開が図れる人材の確保、○海外とのライセンス

交渉能力やグローバルな市場の目利きができる人材の確保等。

海外事情に明るい企業(商社)等での実務経験者や、技術契約、技術営業の経験者等は大学はこれから大いに力が発揮できる場ではないかと思われる。しかしこれらに対応できる人材は極めて少ないため大学間で共有できる人材ネットワーク作りは、有効だと考えられる。

## 分科会 ④

### 産学官連携における弁理士の役割と貢献

谷 義一

(たに よしかず)

日本弁理士会会長 弁理士

#### 1. 弁理士の存在

弁理士は知財の専門家、実務家である。そして、日本国内のみならず、国際的ネットワークを通じて、様々な場面、例えば発明者と発明、出願人と特許庁、原告と被告、ライセンス契約交渉、国際交渉等において仲介役を果たしている。

#### 2. 産学連携の問題点

産業界で研究開発が加速化する今日、全ての開発を自前で行うのは困難であり、また、期間短縮、コスト削減、リスク低減が要求されている。新分野、異業種の進出を比較的容易にし、かつ事業化の判断を早めるため産学連携が期待されている。大学等側には、地域貢献、研究成果の事業化による貢献と研究費用の確保というメリットがある。しかし、企業は大学等とのジョイントベンチャーに懐疑的な傾向があり、より緊密なコミュニケーションが要求される。不実施補償の議論等もあるが、大学発の技術を採用した特許侵害に対する責任の所在も問題となる。研究段階からの共働の必要性、共同研究契約の重要性も指摘したい。

また、産学間で、売りたい技術と買いたい技術とのマッチングを行って産学連携を実りあるものとし、産学二者間のみならず、産産間、学学間も踏まえた多重産学連携も踏まえたマッチングシステムの構築を検討する必要がある。

#### 3. 弁理士の役割

弁理士は長年の実績から、企業の知財ポリシーを知っており、発明の発掘や出願の目利き、権利化、職務発明問題等について個別具体的な対応が可能である。弁理士には秘密保持義務があり、利益相反の考えで業務を行っている。大学側に対しては、産業界の知財マインドを説明し、両者間の相互理解を深めるべく、共同研究、受託研究への対処方やライセンス交渉など、広範囲なアドバイスが可能である。

国内外の産学連携では、各国の文化、法制度の相違に十分留意し、交渉や契約を首尾よく纏める必要があるが、そこで、国際感覚を備えた弁理士などの知財パーソンを外部の人材、あるいは大学の知財本部の人材として活用できる。

さらに、弁理士の経験に基づいた実践的知財教育によって、大学等の人材育成に役立てる。日本弁理士会の知財ビジネスアカデミーでは、その教授法をカリキュラムに入れている。

#### 4. 弁理士の貢献

日本弁理士会の取組みとして、全国9支部にアクセスポイントを設け、各都道府県対応で窓口責任者を配置し「弁理士知財支援ネット」を構築し、「弁理士ナビ」にて弁理士の業務情報を公開している。これらのネットワークにより、日本全国で必要な弁理士を探し当てることができる。昨年度は商標キャラバン隊を全国展開して、「地域ブランドセミナー」を全国64個所で開催し、好評を得た。

本年度は、中小企業庁の「知財駆込み寺」構想に呼応し「中小企業キャラバン隊」を組織し、全国の商工会議所とも連携して、各地域の中小・ベンチャー企業、大学支援を行う。こうしたプロボノ活動を行う弁理士に対する研修制度も整えている。

地域産業の振興があってこそ日本の健全な経済発展ありきとの考えで、日本弁理士会では、地方自治体との間で知財支援協定を締結してきている。

各地域がインターネットを介し外国とも直結している現状下、弁理士の国際的ネットワークを十分に活用して、地域の大学等や産業界が国際的な人的交流からはじめ、国際的な技術協定の締結、共同研究、権利取得、人材育成等々の国際的活動を行うことを提案する。

このように弁理士は、地方自治体を知財面から支援し、各地域の大学や中小企業等との仲介役を果たしている。

## 分科会 ④

### 「戦略的産学官連携」のすすめ

竹岡 八重子

(たけおか やえこ)

弁護士  
センチュリー法律事務所

産学官連携は第2フェーズに入り、各大学・公的研究機関は実践的な成果をあげるべく、多様な取り組みを行い始めている。「産学官連携に戦略的に取り組む」ことが産学官連携第2フェーズでのキーワードである。

産学官連携への戦略的な取り組みは、まず、自らの知的資源を洗い出し、優位性がどこにあるか(先端分野、地域性、融合領域etc)を確認するところから始まるだろう。

連携の局面では、先端技術を事業化につなげるための取り組みが、もっと奨励されてよいだろう。共同研究のほか、その後の技術指導も重要である。LLP(有限責任事業組合)などの活用により、研究と事業の融合分野への貢献も考えられる。ストックオプション等の活用によりベンチャー企業が知的財産権のライセンスを受けやすくする方策の活用も期待される。

知的財産権の活用の局面では、情報通信・エレクトロニクス、ナノテク・素材、バイオ、といった分野別で、知財戦略は異なってくる。「自分の大学・研究所の知財の価値を高めるにはどうしたらいいか？」を考え、研究スキームの段階から知財のアウトプットを考えて、研究者に助言するのは、知財本部の重要な役割である。紛争を未然に防ぐ活動のほか、海外での特許取得や国際的な共同研究スキーム構築等、知財本部に求められる課題のレベルは年々高くなる。知財本部やTLOの人材確保・外部専門家活用への支援が一層必要となるだろう。

知財教育の面でも、大学が果たすべき役割は大きい。理系学生への知財教育や学生・社会人レベルでの知財専門人材教育の充実は急務である。知的財産専門職大学院や法科大学院を始め大学での知財教育、特に技術と知財と経営3分野を融合した実践的な教育が求められている。

産学官連携の第2フェーズにおいて、技術移転と教育の両面で、大学・研究機関はより重要な役割を果たすことが求められていると言えるだろう。